

# 資料編

## 1 計画の策定経過

| 時 期           | 内 容  |
|---------------|--|
| 令和2年<br>11月   | 教育アンケートの実施（一般市民・保護者・教員・児童生徒）<br>市民・保護者・教員・児童生徒に対し現行計画に掲げる目標・施策に対する実感や望ましい学校像、教員像等を問うアンケートを実施   |
| 令和3年<br>1月21日 | 横須賀市総合教育会議<br>市長および教育委員が次期教育振興基本計画策定に向けた横須賀の教育の未来像について意見交換                                     |
| 3月            | 関係団体ヒアリングの実施<br>教育に関係する団体に、それぞれの立場での課題や意見を聴取   |
| 4月22日         | 教育委員会4月定例会<br>横須賀市教育振興基本計画策定方針および教育アンケート結果の概要について報告  |
| 5月6日          | 横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会（第1回）<br>策定方針、現状と課題、計画策定に向けたこれまでの経過（令和2年度の取り組み）を共有                          |
| 5月18日         | 横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会作業部会（第1回）   |
| 5月23日         | 教育フォーラム<br>横須賀市の「目指す子ども像」「目指す教育の姿」について、市民の皆様が意見交換  |
| 6月7日          | 市議会6月定例議会教育福祉常任委員会<br>計画の策定方針および教育アンケート結果について報告  |
| 7月1日          | 横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会（第2回）<br>・教育フォーラムの開催を報告<br>・未来に向けて横須賀の教育が目指す姿について意見交換                       |
| 7月29日         | 横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会作業部会（第2回）   |
| 9月8日          | 横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会（第3回）<br>目指す姿（案）、方針・柱・施策（案）の検討経過、考え方を報告                                     |
| 9月9日          | 教育委員会9月定例会<br>検討委員会での検討経過、目指す姿（案）、方針・柱・施策（案）を報告  |
| 10月7日         | 横須賀市総合教育会議<br>・計画の検討経過を報告<br>・目指す姿（案）について意見交換  |
| 10月20日        | 横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会（第4回）<br>・教育委員会定例会、総合教育会議での意見を踏まえた目指す姿（案）、方針・柱・施策（案）の修正内容を報告<br>・計画全体の素案を報告 |

|        |   |
|--------|---|
| 11月18日 | 教育委員会11月定例会<br>計画素案を報告  |
| 12月2日  | 市議会12月定例議会教育福祉常任委員会<br>計画素案を報告  |
| 12月10日 | パブリック・コメント意見募集開始  |
| 1月6日   | パブリック・コメント意見募集終了  |
| 1月12日  | 横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会（第5回）<br>パブリック・コメント手続の結果を報告  |
| 1月20日  | 教育委員会1月定例会<br>教育大綱の策定について市長と協議する内容を決定<br>横須賀市総合教育会議<br>・目指す教育の姿・基本的な方針の部分を教育大綱とすることについて<br>市長と教育委員会で協議<br>・市長が「横須賀市教育大綱」を策定 |
| 2月3日   | 教育委員会2月定例会<br>・パブリック・コメント手続の結果を報告<br>・「横須賀市教育振興基本計画」の策定について議決   |
| 2月7日   | パブリック・コメント手続の結果を公表  |
| 3月     | 市議会3月定例議会予算決算常任委員会教育福祉分科会<br>決定した「横須賀市教育振興基本計画」を報告  |

## 2 パブリック・コメント手続の結果

| 項目                           | 件数 |
|------------------------------|----|
| 第1章 横須賀市教育振興基本計画について         | 0件 |
| 第2章 目指す教育の姿と基本的な方針（横須賀市教育大綱） | 0件 |
| 第3章 施策（パブリック・コメント手続の対象外）     | 2件 |
| 第4章 計画の推進に当たって留意すること         | 0件 |
| 資料編（パブリック・コメント手続の対象外）        | 0件 |
| 合計                           | 2件 |

### （提出方法）

|       |    |
|-------|----|
| 直接持参  | 0人 |
| 郵送    | 0人 |
| ファクス  | 0人 |
| 電子メール | 2人 |
| 合計    | 2人 |

### 3 計画の検討体制

#### (1) 横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会

市民、学識経験者、社会教育委員、保護者、校長、教員を委員とする検討委員会を設置し、目指す姿や基本方針、目標等に対し広く意見を聴取しました。

#### (2) 作業部会

学識経験者、保護者、校長による作業部会を設置し、検討委員会で協議する内容を下案の段階から事務局と協議し、議論の充実・効率化を図りました。

#### (3) 庁内プロジェクト会議

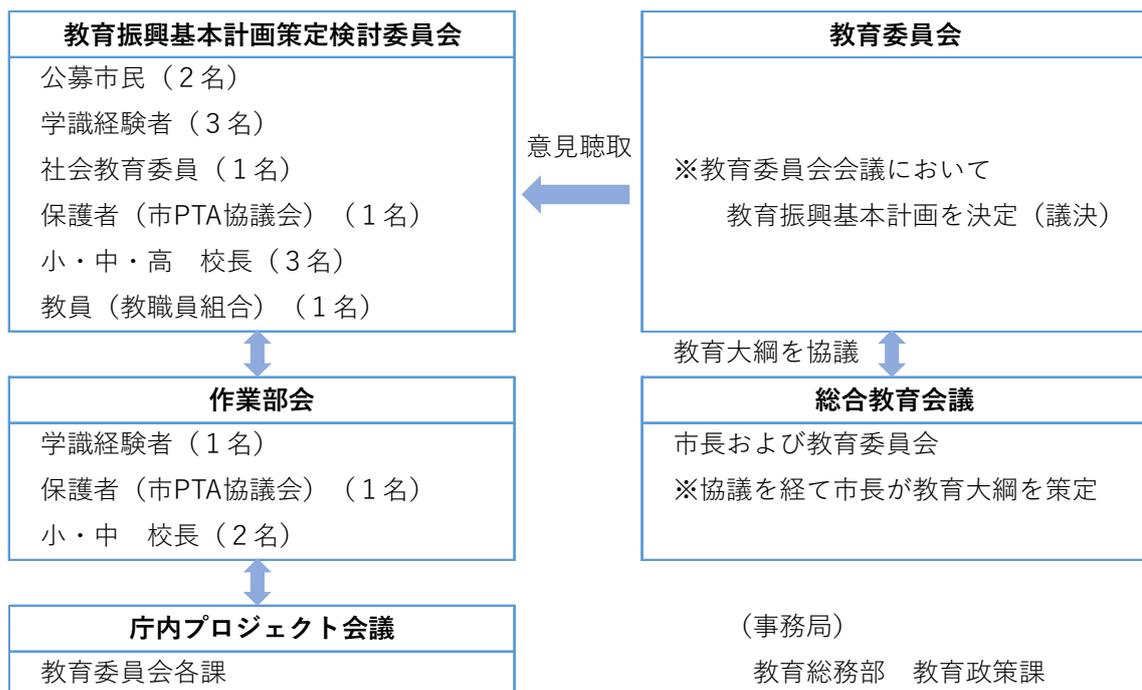
教育委員会内の横断的な組織として、各課職員を構成員とするプロジェクト会議を設置し、計画策定に係る課題抽出、具体施策の検討等を行いました。

#### (4) 総合教育会議

市長・教育委員会で構成する総合教育会議において、教育大綱（目指す教育の姿・方針）について協議しました。（協議を経て、市長が教育大綱を策定）

#### (5) 教育委員会（教育委員会会議）

検討委員会から聴取した意見、総合教育会議の協議内容等を踏まえ、教育委員会会議において教育振興基本計画を決定しました。



## 横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会

| No. | 氏 名       | 所 属                 |
|-----|-----------|---------------------|
| 1   | ◎ 小 林 宏 己 | 早稲田大学教育・総合科学学術院教授   |
| 2   | ○ 梨 本 加 菜 | 鎌倉女子大学児童学部教授        |
| 3   | □ 妹 尾 昌 俊 | 教育研究家・合同会社ライフ＆ワーク代表 |
| 4   | 渡 辺 孝 夫   | 社会教育委員              |
| 5   | □ 櫻 井 聡   | 横須賀市P T A協議会会長      |
| 6   | □ 梅 谷 尚 子 | 小学校校長会代表            |
| 7   | □ 小 番 奈緒美 | 中学校校長会代表            |
| 8   | 伊 藤 学     | 横須賀総合高校校長           |
| 9   | 松 浦 大 翼   | 三浦半島地区教職員組合副委員長     |
| 10  | 小野寺 恵史子   | 公募市民                |
| 11  | 岡 本 純 子   | 公募市民                |

◎：委員長      ○：委員長職務代理者      □：作業部会の部会員

## 4 関係法令

### ○教育基本法

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

(3項以下略)

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(各号略)

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

(3項以下略)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。